

流域管理における特区のあり方

～50 年前の物部川を～

1130415 内田 京佑

高知工科大学マネジメント学部

1. 概要

日本は法治国家であり、様々な物事が法律により統治されている。しかしその法律によって出来ない事、時代に相応しくない法律なども存在している。その中で規制緩和の政策として 2003 年に施行された構造改革特別区域法(特区)という法律を流域管理にどのように生かすことができるか、さらにそれを地域活性化にどのようにつなげて行くことが出来るのかを考察する。

2. 背景

構造改革特別区域法によって様々な特区が出来てきており、地域活性化にも貢献しているということをよく耳にする。一方、私は流域における様々な問題についても知った。私たちの身近な川である物部川においても、濁水問題、シカの食害、森林の荒廃、鮎の減少などの問題がある。その中で問題を解決するために流域管理のための特区を検討する事は意味があるのではないかと考えられる。

3. 目的

本研究では、今までに施行された特区について調査し、その試みがどのような理由で成功したかを考察し、流域管理に活かすことができないか、また流域ではどのような物にすればよいのかを考察する。

4. 研究方法

本研究は、はじめに特区についてどのような内容なのか、またどのように特区は認定されるのかを理解する。過去に制定された特区において、どのようなことが問題だったのか、それを解決するためにどのような特区を作ったのか、どのような成果が現れたのか、なぜそのような成果が生まれたのかを考察する。流域問題に携わる人の意見を伺いながら、どのようにすれば流域問題を解決できる特区を作ることができるのかを検討する。

5. 結果

5.1 特区とは何か

特区とは地方自治体が様々な分野でさらなる発展を遂げる

ために従来の法規制では事業化が不可能だったものを、特別に規制を緩和して行うことが出来る区域の事である。その中でも十分な成果が上げられた場合には、審査の結果、全国に拡大されることもある。特区は地方の地域活性化だけでなく日本全国の規制緩和のための実験のような役割も担っている。

5.2 特区はどのように作られるのか

特区を申請することは、地方公共団体にしかできず、個人や NPO が特区を作りたい場合はまず地方公共団体や内閣、官庁に提案しなければならない。図 1 のようにして特区は作られ、優れた成果があげられ評価されたものは全国に拡大することもある。

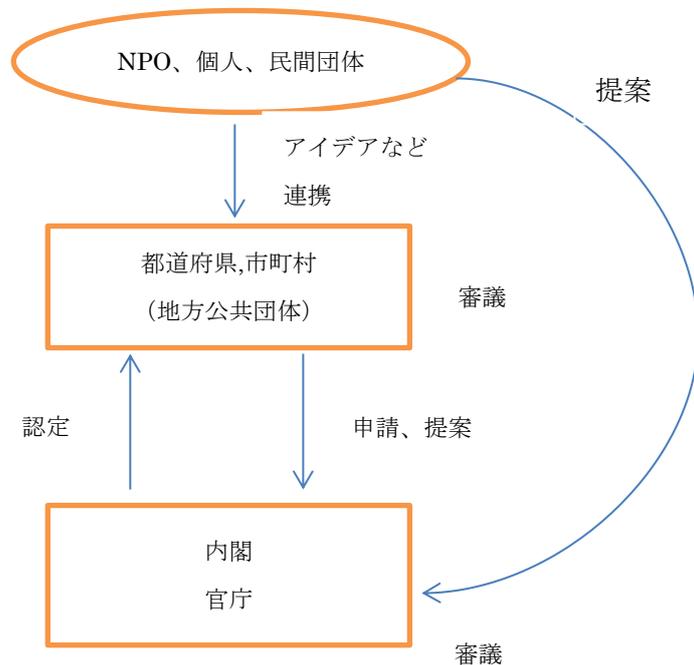


図 1 特区制定までの流れ

5.3 日本で実施された特区の例

5.3.1 日本で初めての特区

大田外国語教育特区

背景→地域に外国法人を設置している企業が多く立地し、多くの外国人が在住している。

問題→英語を主として授業をしている学校がない

目的→小学校から国語と社会の一部以外をすべて英語で授業を実施し小中高一貫教育で生きた英語を身につけること。

効果→生徒は著しく高い速度で英語力を身につけており、他県からも応募が多く定員が大きき上回るなど大変注目のされているようである。

考察→外国人が自分の子供に英語をきちんと勉強させておきたいという思いや、グローバル社会で英語が必要とされているというニーズに合致したのではないか。

5.3.2 日本のふるさと再生特区（どぶろく特区）

背景→その地域独自の歴史、文化、自然環境を大切にしたい。「日本のふるさと」としての街づくりを展開したい。高齢化により農林業が停滞し、原風景の維持が困難である。

問題→酒税法では年間最低製造量は6キロリットルと制定されている。この量は個人で造るにはあまりにも多かったため、民宿はレストランを営む農家は自家製酒を製造することができなかった。

目的→これを規制緩和することにより個人で自家製酒をつくることができるようになり、地域に根ざした新たな商品を開発することができ、地域活性化につながる。

効果→観光客の急増（前年度比 1.5 倍）

考察→個人でお酒を作ることが出来るようになることによって、個人個人のお米を生かした独自のお酒が人気を呼んだと考えられる。

5.4 特区について、過去の事例などから考察

特区とは、その地域固有の歴史や特徴を守るため、或いは、その地域独自の問題を解決するために、それに関わっている人たちが一丸となり、自分たちで道を切り開いていく中で、障害となる法律や規制などを緩和して、解決を容易にするためのものだと感じた。自分たちで新しく物事を進めていく中で、大きなエネルギーが生まれ、それが地域活性化のための力となったのではないかと考えられる。

5.5 流域管理における特区について

流域の中には様々な問題を抱えるものもある。物部川においても、**2.**であげたような問題が発生している。流域管理には、近隣住民、農林業者、漁業組合、国、県、市町村、民間団体、その他にも多くの人々が関わっている。その中

で各組織には各々の目標と制約が存在している。その中で全員の思いは、清流物部川を取り戻したいということである。しかし現状では、既存の組織でこれらの問題を解決できる施策を導出できたとしても、実施するための予算措置、法令などの根拠が存在するとは限らず、実現が困難な政策もある。

6. 現在の問題点と、それに対する対策と提案

5章を元にどのようにすれば、河川管理がよりよくなるのかを考察検討する。

問題 1

関係各機関には、異なる目標と制約があること。

問題 2

既存の組織では実現が困難な政策もある。

問題 3

流域管理を各機関が別々に自分の管轄だけをやっている。

・提案

関係者全員が一体となり、流域管理を行っていただける特区

・内容

流域管理を流域に関わる人たち全員で一つの組織となり、協力し、管理、改善していく。

・申請する特例措置について

地方自治体と河川関係者で一体となり、管轄などの区別なく流域管理を行える機関を作ることが出来る地域を作る。

7. 今後の課題

・具体化

特区を制定するにあたって、緩和する法律や、制定された事による現状の問題点がどのように改善されるかなどをさらに具体的なものにする。

・情報の整理

流域における問題を正確に把握し、それを関係者でしっかりと情報共有をする。

・特区への協力

物部川に関わっている人たちに特区の存在を知ってもらう。地域での宣伝を行い、認知度を高める。

引用文献

1. 内閣官房構造改革特区推進室 特区成果事例集 PDF
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/051026/takara.pdf>
2. 物部川 21世紀の森と水の会 資料